

食安輸発第0904001号
平成18年9月4日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年8月30日付け食安輸発第0830001号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、フィリピン産マンゴーから基準値を超えるシペルメトリンを検出したことから、当該食品に対する検査命令の検査項目及び検査を受けることを命ずる具体的理由にシペルメトリンを追加することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。